

○国土交通省告示第 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年3月16日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 日本道路公団

第2 事業の種類 高速自動車国道北関東自動車道新設工事（岩瀬インターチェンジ（仮称）から友部インターチェンジまで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県真壁郡大和村大字青木字堀中、字北原、字東北原及び字反町地内

茨城県西茨城郡岩瀬町大字犬田字接骨草、字下田、字根ノ下前、字根下前、字上田、字中根前、字辻ノ前、字辻前、字十郎及び字畑ヶ中並びに大字加茂部字池ノ入、字加茂代、字加茂入、字鴨、字東池ノ上、字不動入、字東池ノ脇及び字上ノ田地内

茨城県笠間市福原字ゴリ切、字切道、字勝見沢、字供養塚、字久保田、字新地前、字穴田、字久根下、字古屋敷、字前山、字若林、字根道、字飯ノ室、字トウカ山、字ハサマ、字稲荷下、字澤戸山、字ミエリエ、字中山前、字ヌカリ、字岡田下、字沢戸、字岡田、字岡田山、字八幡台、字嶋、字鈴根原、字鈴根、字嶋前、字向原、字坂下、字根柄、字中里下、字中里、字横倉前大日山、字横倉、字横倉前、字枕、字高野及び字沢並びに本戸字不動下、字越後峯、字泥川、字不動坂、字山ノ神、字中田ヶ入、字立石、字長峯、字塚越、字上楽、字砂田、字藤桂台、字池ノ入、字行人塚、字大日、字ヲ山リイ、字ボチミネ、字滝沢、字供養塚、字大芝原、字宅地前、字藤左工門入、字石堀匂、字大土井下、字遠西、字大土井、字三城下、字裏山、字釜ヶ入、字源平台、字滝沢、字丸山、字丸山下、字不動入、字赤坂、字富士峯、字南指原、字井戸沢、字山下、字五平入、字久保田、字関戸、字向原、字金並、字木根平、字グミノ木、字クシノ木窪、字クシノ木沢及び字山田地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県西茨城郡岩瀬町大字長方地内から同郡友部町大字平町地内までの延長18.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北関東自動車道新設工事（岩瀬インターチェンジ（仮称）から友部インターチェンジまで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、高速自動車国道北関東自動車道新設工事（岩瀬インターチェンジ(仮称)から友部インターチェンジまで）（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号の高速自動車国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条の2の規定により、国土交通大臣が日本道路公団（以下「公団」という。）をして行わせることができるとされており、本件区間については、平成9年12月に建設大臣（現国土交通大臣）から公団に対して同条に基づく高速自動車国道の新設に係る施行命令が発出されている。また、公団は、同法第2条の3に基づき、建設大臣から、平成10年1月に工事実施計画書の認可を受け、平成16年6月に国土交通大臣から当該工事実施計画書の変更の認可を受けている。さらに、公団は、同法第4条及び第6条の2第1項の規定により、本件事業に係る道路の管理のために必要な権限を与えられていることから、起業者である公団は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道北関東自動車道（以下「北関東自動車道」という。）は、群馬県高崎市から栃木県栃木市、茨城県笠間市、水戸市等を経由し、ひたちなか市に至る北関東地域を東西に横断する延長約160kmの路線である。

北関東自動車道の通過する地域は、輸送機械工業を中心とした工業が盛んであり、工業団地や中核国際港湾である常陸那珂港等の物流拠点の整備が行われていることから、これらの整備にあわせて物流がより活発化することが予想され、自動車交通の高速化及び定時性の確保が求められているところである。

また、当該地域は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく構造改革特別区域として、平成15年11月に広域連携物流特区に認定されているところ、当該認定において、北関東自動車道は、北関東3県の主要都市と常陸那珂港を連結することにより、東京圏に集中している物流体系を再編し、東京圏から自立した地方都市圏を形成するための大動脈として、さらに、「全国総合開発計画」（平成10年閣議決定）、「第5次首都圏基本計画」（平成11年4月総理府告示）等においては、北関東地域における地域相互間の連携を強化するとともに、東京圏に依存しない新たな物流体系の構築等を図る路線として位置付けられている。

一方、本件区間に並行する一般国道50号の区間（以下「並行区間」という。）

は、茨城県西茨城郡岩瀬町から笠間市までのほとんどが2車線の幹線道路であることから、交通渋滞が慢性的に発生している状況にある。

平成11年度道路交通センサスによると、並行区間の交通量は、茨城県西茨城郡岩瀬町長方地内で16,607台/12h、笠間市稲田地内で22,209台/12h及び同市才木地内で17,548台/12h、混雑度はそれぞれ1.36、1.64及び1.35となっている。

本件事業の完成により、茨城県内陸部から常陸那珂港までが自動車専用道路で結ばれるとともに、友部ジャンクションを經由して高速自動車国道常磐自動車道と接続することから、これらの地域における高速自動車交通網が形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られるものと認められる。

また、北関東自動車道の全線が開通すれば、北関東3県の主要都市と常陸那珂港を連結することにより、東京圏に集中している物流体系が再編されるとともに、東京圏から放射状に伸びる高速自動車国道関越自動車道、高速自動車国道東北縦貫自動車道及び高速自動車国道常磐自動車道と有機的に連絡し、北関東地域の広域ネットワークの強化が期待される。

さらに、本件区間の供用により、並行区間における交通渋滞の緩和が期待される。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、茨城県が平成2年に環境影響評価を実施し、騒音について遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。起業者は、その結果を踏まえ、低騒音舗装を施工するとともに、供用後も調査を行い、騒音が環境基準を超える場合は、遮音壁を設置することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、北関東地域の広域ネットワークの強化並びに自動車交通の高速化及び定時性の確保を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第2級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業である。本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年11月15日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う市道及び町道付替工事の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合するとともに、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、北関東自動車道の通過する地域においては、自動車交通の高速化及び定時性を確保するため、高速交通ネットワークの整備が必要とされている。

また、栃木県知事を長とする北関東自動車道建設促進期成同盟会、笠間市長を長とする茨城県北関東自動車道建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県笠間市役所、同県西茨城郡岩瀬町役場まちづくり課及び同県真壁郡大和村役場企画課